

野村日本株高配当70・配当総額加重型

Equity: インデックス事業部

インデックス構成ルールブック

リサーチアナリスト

インデックス・プロダクト

インデックス事業部 - NFRC

idx_mgr@nfrc.co.jp

もう1つの高配当戦略指数

野村日本株高配当70・配当総額加重型(以下、本指数)は、野村日本株高配当70(以下、高配当70)と同様に、高配当戦略をパッシブ運用で実現できるように設計された指数である。高配当70のコンセプトを、より大きな運用資産規模でも実現しやすいようにデザインされている。

構成銘柄のウエイトを配当総額を用いて決定

本指数の構成銘柄ウエイトは非時価総額型であり、配当総額(各構成銘柄の平均配当総額の全体に占める比率)による加重方法を採用している。高配当70が採用する等金額方式に比べ、銘柄入替時の売買インパクトが低くなるよう配慮した。同時に、構成銘柄ウエイトの上限を5%にすることで、特定銘柄への過度な集中がもたらす定期入替時の回転率の上昇を回避している。また、高配当70とリバランス時期をずらすことで、定期入替時の売買が集中しないよう配慮した。

株主資本配当率(DOE)スクリーニングを採用

株主資本配当率(DOE:配当総額 ÷ 自己資本)によるスクリーニングを導入し、配当の質と安定性を考慮している。配当総額の上昇と自社株買いによる自己資本の減少は、どちらもDOEを上昇させるので、配当政策と自社株買いの両面から株主還元を評価できる。使用する配当関連指標を今期予想と直近実績2期の平均とすることで、急激な銘柄入替が抑制され、回転率低減の効果も見込める。

図表 1: 野村日本株高配当70と野村日本株高配当70・配当総額加重型の比較

	野村日本株高配当70	野村日本株高配当70・配当総額加重型
銘柄数	70	70
加重方法	等金額	平均配当総額(上限5%)
DOEスクリーニング	なし	平均DOE上位2/3
定期入替	毎年12月	毎年2月
リバランスバンド	あり	あり
ゼロ配当期中除外	あり	なし

目次

1.はじめに:インデックス概要.....	3
2.銘柄選定	4
2.1 銘柄母集団	4
2.2 銘柄選定方法.....	5
3.定期入替	6
3.1 定期入替日	6
3.2 入替基準日	6
3.3 構成銘柄の組入株数.....	6
3.4 定期入替の公表方法.....	6
4.臨時入替	7
4.1 株式交換、株式移転などへの対応	7
4.2 銘柄の除外	7
4.3 臨時入替の公表方法.....	7
5.インデックスの計算	8
5.1 指数值の計算.....	8
5.2 基準時価総額の修正.....	9
5.3 インデックスのメンテナンス	10
6.データサービス	11
指数に関するお問い合わせ	12
ディスクレイマー	13
指数に関する方針書	14

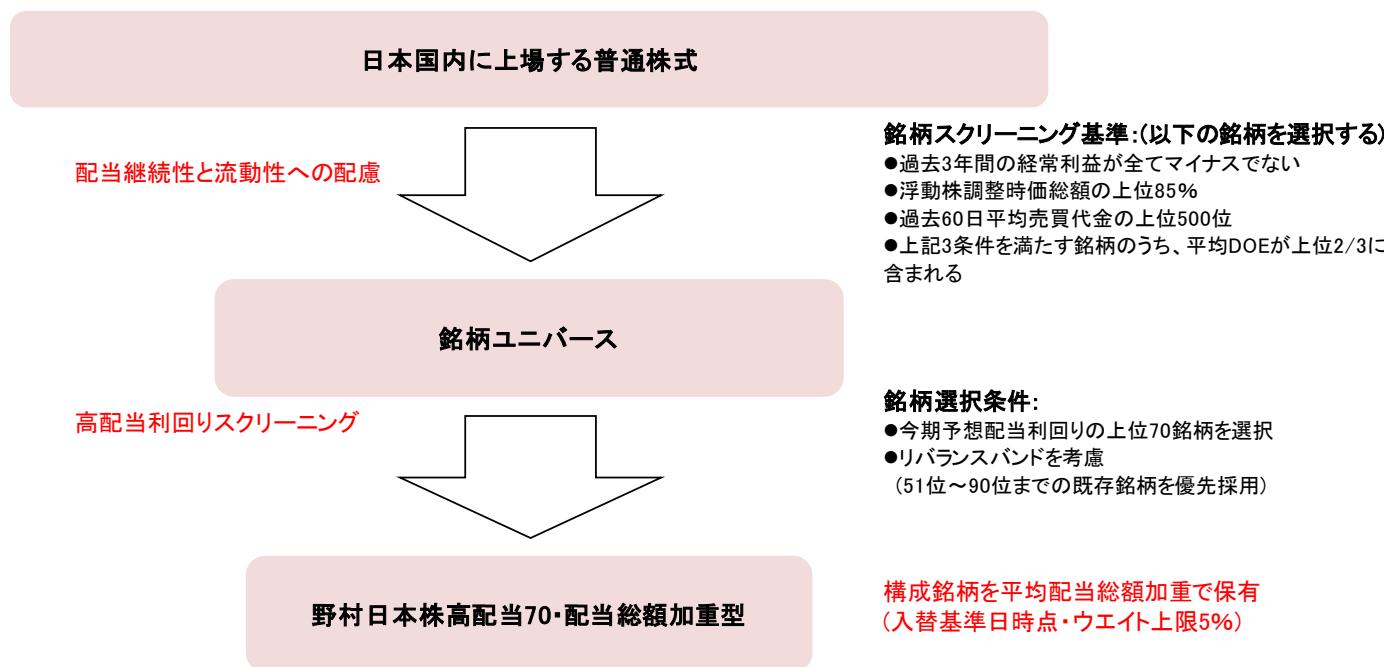
1. はじめに：インデックス概要

野村日本株高配当70・配当総額加重型(以下、本指数)は、野村日本株高配当70(以下、高配当70)と同様に、高配当戦略をパッシブ運用で実現できるように設計された指数である。高配当70のコンセプトを、より大きな運用資産規模で実現しやすいようにデザインされている。

本指数の特徴

- ・ 高配当70と同じく高配当戦略をパッシブ運用で実現
- ・ 投資可能性をより重視した指数デザインで、より大きな資産運用に配慮
- ・ 長期運用でのトータルリターンを重視

図表 2: 野村日本株高配当70・配当総額加重型の構築方法の概略



出所: NFRC

2. 銘柄選定

2.1 銘柄選定

指数採用銘柄の母集団は、後述する定期入替日(3.1 定期入替日)の前年10月15日時点(休日の場合は前営業日。以下母集団判定日という。)の全上場銘柄¹とする。ただし以下の銘柄を除外する。

- **普通株以外の株式**

原則として普通株のみを対象とする。ただし、特に必要と認められた場合にはその限りではない。

- **整理銘柄**

整理銘柄に指定されている銘柄は母集団に加えない。

- **監理銘柄**

監理銘柄に指定されている銘柄は母集団に加えない。

- **公開買付対象会社**

公開買付対象会社となっている銘柄は、以下の全ての条件により予め母集団から除くことができる。

(1) 公開買付期間の終了日が定期入替基準日と定期入替日の間にある。

(2) 公開買付者が公開買付対象会社の発行済株式数の全てを取得することを企図している。

(3) 当該株式の全部取得と引換えに、公開買付者の株式、もしくは、金銭交付をすることが付議される予定であり、公開買付対象会社の賛同が得られている。

- **上場投信・不動産投資信託**

- **外国株**

日本市場で取引されているが、外国部に上場されている、あるいは外国企業とみなされる銘柄は除く。

- **その他**

潜在株、ワントやその権利は除く。日本銀行も除く。

¹ 東京証券取引所(プライム市場、スタンダード市場、グロース市場、TOKYO PRO Market)、名古屋取引所、札幌取引所、福岡取引所

2.2 銘柄選定方法²

本インデックスの構成銘柄は、銘柄母集団(2.1 銘柄母集団)の中から選択される。ただし、下記の「銘柄スクリーニング基準」と「リバランスバンド」を考慮した上で、今期予想配当利回り³が高い70銘柄を選択する⁴。

「銘柄スクリーニング基準」

配当の継続性に懸念がある銘柄や浮動株調整時価総額が小さい銘柄などの低流動性銘柄の組み入れを抑制するためのルールである。後述する入替基準日(3.2 入替基準日)時点において下記の条件を満たす銘柄を投資対象とする。

- ・ 過去3年間の実績経常利益⁵が全て非負の銘柄
- ・ 浮動株調整時価総額⁶上位85%に含まれる銘柄
- ・ 過去60日平均売買代金上位500位以内の銘柄
- ・ 上記3条件を満たす銘柄のうち、平均DOE⁷上位2/3に含まれる銘柄

「リバランスバンド」

今期予想配当利回りの微小な差による頻繁な銘柄入替を抑制するためのルールである。銘柄スクリーニング基準を満たす銘柄の中から、下記の手順によって指標構成銘柄を選定する。

- ① 入替基準日時点の今期予想配当利回り上位50銘柄については無条件で採用する。
- ② 次に今期予想配当利回りの上位51位～90位(リバランスバンド)に含まれる既採用銘柄のみを70銘柄に達するまで採用する。
- ③ もし①、②によって採用銘柄が70銘柄に満たない場合は、不足分を今期予想配当利回りの51位以降の未採用銘柄の中から順に採用する⁸。

² 銘柄選定基準に関しては、経済情勢の変化などに応じて適宜見直すことがある。ただしその場合には、定期入替日の2週間前までに改定ルールブックの公開を行う。

³ 今期予想配当利回りは、入替基準日の翌月以降12ヵ月間に含まれる本決算のうち最も将来の決算期の1株当たり予想配当(予想に幅があるときは最小値)を入替基準日時点の野村コンポジット株価終値で割って算出する。ここで野村コンポジット株価とは、主市場(直近60営業日の値付き率と出来高をもとに、その銘柄が適正に値づけされていると考えられる取引所。主市場の選定は原則として日次で行う)における株価を意味しており、株価は次の優先順位で採用される。採用取引所の約定価格^(注) > 採用取引所の基準値段 > 前営業日の野村コンポジット株価
^(注)採用取引所の特別気配価または連続約定気配価がある場合はそれを優先する。

⁴ 入替基準日以降定期入替公表日の前営業日までに今期予想配当がゼロになったことを確認した場合には、その銘柄を組み入れずに次点銘柄を採用する。

⁵ 過去3年間の実績経常利益は、定期入替基準日の4ヵ月前の月末までの本決算データをもとに計算される。採用される会計基準の優先順位は、直近の国際会計基準、直近の日本会計基準連結、直近の米国会計基準、直近の日本会計基準単独データとする。なお、国際会計基準の場合は税引前当期利益、米国会計基準の場合は税金等調整前当期純利益を経常利益として使用する。

⁶ 投資家が実際に投資対象としている株式数を反映するために、「野村コンポジット株価 × (指標計算用発行済み株式数 - 安定持株)」によって浮動株調整時価総額を推定する。なお、大株主データ、有価証券報告書の保有有価証券明細表、取引所や企業が公表した情報(所報や目論見書など)を参考にして安定して保有されているとみなされる安定持株を推定している。指標計算用発行済み株式数は図表3に示した資本異動のタイミングに従って、株式変化を反映させた発行済み株式数。

⁷ 株主資本配当率(DOE:Dividend On Equity)は、株主資本に対する配当総額の割合で、配当性向とともに株主還元を示す指標の一つ。ここで用いる平均DOEは「(今期予想配当総額 ÷ 前期実績自己資本 + 前期実績配当総額 ÷ 前期実績自己資本 + 前々期実績配当総額 ÷ 前々期実績自己資本) ÷ 3」によって求める。株主還元の一つである自社株買いの実施は、自己資本の減少を通して平均DOEを向上させる方向に作用する。採用される会計基準の優先順位は、直近の国際会計基準、直近の日本会計基準連結、直近の米国会計基準、直近の日本会計基準単独データとする。データがない場合は、ゼロとして扱う。自己資本がゼロの場合も、その期のデータをゼロとする。

⁸ 今期予想配当利回りが等しい銘柄が複数ある場合には、浮動株調整時価総額の大きい銘柄を優先して採用する。

3. 定期入替

3.1 定期入替日

定期入替は年1回2月10日(の前営業日の引け後)に実施する。2月10日が休日の場合は翌営業日に実施する。

3.2 入替基準日

毎年1月15日を入替基準日とする。入替基準日時点におけるデータを用いて計算した結果をもとに、定期入替後の構成銘柄と指数组入株数が決定される。入替基準日が休日の場合は、前営業日のデータを用いる。

3.3 構成銘柄の組入株数

3.2 入替基準日で定めた入替基準日において、2.2 銘柄選定方法で選定した70銘柄を構成銘柄する。

3.3.1 配当総額ウエイト

各構成銘柄の平均配当総額の全体に占める比率を配当総額ウエイトとする。平均配当総額は

$$\text{平均配当総額} = \frac{(\text{今期予想配当総額} + \text{前期実績配当総額} + \text{前々期実績配当総額})}{3}$$

によって計算される。配当データがない場合は、ゼロとして扱う。

3.3.2 構成銘柄ウエイトとその上限

個別銘柄のウエイトの上限を5%とする。5%を超過した銘柄の配当総額ウエイトの合計を1から引いた値を、他の銘柄に配当総額ウエイトの大きさで比例配分することで、構成銘柄ウエイトを決定する。

3.3.3 指数组入株数

指数组入株数は、3.2 入替基準日で定めた入替基準日において、2.2 銘柄選定方法で選定した70銘柄を構成銘柄として個別銘柄のウエイトが3.3.2 構成銘柄ウエイトとその上限で計算した構成銘柄ウエイトに等しくなるように計算される。入替基準日時点の構成銘柄の指数组入株数は、一定値⁹に構成銘柄ウエイトを乗じ、さらに入替基準日の野村コンポジット株価³終値で除して計算される。入替基準日以降、次回定期入替までの組入株数の調整については、5.3 インデックスのメンテナンスを参照のこと。

3.4 定期入替の公表方法

定期入替の告知は、原則としてNFRCウェブサイトで定期入替日の10営業日前の16:00頃(東京時間)に公表をする。ただし、突発的な事象や直前まで情報が確定できない場合にはこの限りではない。

NFRCウェブサイト: <https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/nhdivd/index.html>

⁹ 本指標では1兆円とする。

4. 臨時入替

4.1 株式交換、株式移転などへの対応

企業再編形態の多様化を鑑み、実態に即した入替を実施する。事由発生の都度、事由ごとに再編後の実態などを勘案した上で対応を行う。この取り扱いは一時的な指標からの除外を防ぎ、連続的に組み入れることを目的としている。

- 株式交換、合併などの場合

上場廃止になる完全子会社や被合併銘柄を上場廃止後も継続して組み入れ、合併期日に除外する。上場廃止後の評価価格には存続する完全親会社や合併銘柄の時価に割当比率(合併比率)を勘案した価格を用いる。また存続する完全親会社や合併銘柄に関して、割当比率(合併比率)を考慮してその組入株数が「被合併構成銘柄の組入株数 × 合併比率」となるように組入株数を変更する。

- 株式移転などの場合

事業承継される完全親会社が非上場でかつ短期間のうちに上場される銘柄については、完全親会社の新規上場日に完全子会社を除外する。上場廃止後の完全子会社の評価価格には上場廃止日前日の評価価格を用いる。また完全親会社を新規上場日に採用する。新規上場銘柄の組入株数は「株式移転前構成銘柄の組入株数 × 割当比率」とする。

4.2 銘柄の除外

- 整理銘柄の指定

整理銘柄指定日(休日の場合は翌営業日)の4営業日後に除外する。ただし、複数の市場に上場されている場合、いずれかの市場で整理銘柄に指定されていない場合は除外しない。

- 上場廃止

4.1 株式交換、株式移転などへの対応に該当しない事由によって上場廃止となる場合には、上場廃止日に除外する。

- 銘柄母集団の定義に著しくそぐわなくなった場合

構成銘柄が母集団の定義に著しくそぐわなくなったと考えられる事由が発生した場合、当該会社、証券取引所、政府機関、または、規制当局の公式発表をもって除外することができるとしている。

4.3 臨時入替の公表方法

臨時入替の告知は、原則としてNFRCウェブサイト上で臨時入替日の5営業日前までに公表をする。ただし、突発的な事象や直前まで情報が確定できない場合にはこの限りではない。

NFRCウェブサイト: <https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/nhdivd/index.html>

5. インデックスの計算

5.1 指数値の計算

市況変動の要因によらない株価や時価総額の変動の影響によってインデックスが変化することを防ぐため、以下のように基準時価総額を修正¹⁰して指数値が計算される。

5.1.1 インデックスの基準日・基準値・公表日

本指数の基準日は、2000年12月29日(=10,000(基準値))。

このインデックスの公表日は2014年10月30日。

公表日以前の指数値はその当時のルールで算出した参考値である。

5.1.2 配当除く指數値

$$\text{基準時価総額}_t = \text{時価総額}_{t-1} + \text{修正時価総額}_t$$

$$\text{リターン}_t = \frac{\text{時価総額}_t}{\text{基準時価総額}_t} - 1$$

$$\text{指數値}_t = \text{指數値}_{t-1} \times (1 + \text{リターン}_t)$$

(ここで、添え字 t は当日、 $t - 1$ は前営業日を表す)

5.1.3 配当込み指數値

$$\text{基準時価総額}_t = \text{時価総額}_{t-1} + \text{修正時価総額}_t - \text{修正配当総額}_t$$

$$\text{リターン}_t = \frac{\text{時価総額}_t + \text{配当総額}_t}{\text{基準時価総額}_t} - 1$$

$$\text{指數値}_t = \text{指數値}_{t-1} \times (1 + \text{リターン}_t)$$

(ここで、添え字 t は当日、 $t - 1$ は前営業日を表す)

配当の反映方法

配当込み指數値では、配当を配当落ち日に反映させる。ただし、配当落ち日には配当額が確定していないため、配当を以下の手順で指數に反映させる。

まず、配当落ち日には予想配当を用いる¹¹。後日予想配当と実績配当に差異が生じた場合には、決算発表の当月末営業日に基準時価総額の修正を行う。ただし、月末営業日の発表のものは翌月末に修正する。

¹⁰ 5.1.2 配当除く指數値、5.1.3 配当込み指數値において、「修正時価総額」はインデックス構成銘柄の資本異動による時価総額の増減やインデックスを構成する銘柄の変更による時価総額の増減として計算される。また、「修正配当総額」は、予想配当と実績配当に差異が生じた場合の予想配当と実績配当との差分として計算される。

¹¹ 本ルールは2011年12月末決算期分より実施。それ以前は権利落ち日に実績配当を用いた。

5.2 基準時価総額の修正

基準時価総額の修正は、以下の場合に行う(図表 3 参照)。

- ・ 指数構成銘柄の資本異動により、市況変化によらない時価総額の増減が生じた場合
- ・ 指数構成銘柄の変更により、時価総額の増減が生じた場合

ただし、株式分割、株式併合など払い込みを伴わない資本異動では時価総額は不变であるため、基準時価総額の修正は行わない。

図表 3: 資本異動のタイミング

	資本異動	修正日	採用株価
銘柄入替	株式移転、株式交換、合併	変更上場日	前日株価
	会社分割(分割会社)及びスピンオフ	権利落日	使用しない ¹²
	銘柄入替	銘柄入替日	前日株価
増資	株主割当	権利落日	発行価格
	新株予約権無償割当	権利落日	行使価額
	自己株式無償割当	権利落日	前日株価
	公募増資	払込期日の翌営業日(発行日決済取引の場合は新株式の上場年月日)	前日株価
	第三者割当増資	変更上場日の 5 営業日後	前日株価
	優先株の転換	転換株数が把握された日の月末営業日	前日株価
	新株予約権付社債の権利行使	権利行使された新株数が把握された日の月末営業日	前日株価
	新株予約権の行使	権利行使された新株数が把握された日の月末営業日	前日株価
	会社分割(承継会社の新株式)	変更上場日	前日株価
減資	自己株式消却	自己株式が消却された日の翌月末営業日	前日株価
	割当失権	割当失権が公表された日の月末営業日(月末 5 営業日以降に公表された場合は翌月末営業日)	前日株価
	有償減資	効力発生日	前日株価
その他	その他調整	基準時価総額の修正が必要なその他調整が所報で公表された日の月末営業日(月末 5 営業日以降に公表された場合は翌月末営業日)	前日株価

出所: NFRC

¹² 会社分割(分割会社)及びスピンオフの場合、減少資本により基準時価総額を修正する。

減少資本の定義は以下の通り。

- ① 分割会社が、分割する部門あるいはスピンオフ会社の株式の評価額を発表しない場合:
減少資本=分割会社の資本の部から減少する予定の資本総額(減少資本金等)
- ② 分割会社が、分割する部門あるいはスピンオフ会社の株式の評価額を発表する場合:
減少資本=分割する部門の評価額あるいは、スピンオフ会社の株式の評価額 × 総株式数

5.3 インデックスのメンテナンス

NFRCは本ルールブック記載のメソドロジーに基づいて構成銘柄およびその組入株数の変更を行う。また定期入替および臨時入替、その他必要に応じて銘柄入れ替えを実施する。

なお、下記の資本異動によって指數計算用発行済み株式数に変更がある場合であっても、組入株数は不变とする。

- 第三者割当増資
- 自己株式消却
- 転換社債型新株予約権付社債の行使、新株予約権付社債の行使、優先株の転換、新株予約権の行使
- 株式交換、株式移転、合併¹³
- 株主割当、公募増資、割当失権
- 新株予約権無償割当(ライツ・イシュー)
- 会社分割(承継会社の新株式)
- その他調整
- 一方、株式分割(株式併合)の場合には、資本異動前の組入株数に分割比率(併合比率)を乗じた株数となるように組入株数の変更を行う。

¹³ 完全子会社(被合併会社)がインデックスの構成銘柄の場合、割当比率(合併比率)を考慮して完全親会社(合併会社)の組入株数を変更する。

6. データサービス

指数提供メディア¹⁴

指数値は以下の媒体で公開される。

Bloomberg:	配当除く指数 NMRIJODD <Index>
	配当込み指数 NMRIJIDD <Index>
QUICK:	配当除く指数 SNJPHD#DW/NRIJ
	配当込み指数 SNJPHD#TRDW/NRIJ
LESG:	配当除く指数 .NHDIV70TD
	配当込み指数 .NHDIV70TDTR
ウェブサイト:	https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/nhdivd/index.html

※本指数の構成銘柄については、指数データサービス契約者に有償で提供する。

¹⁴ 公開情報は全て参考値とする。

指数に関するお問い合わせ

野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社

インデックス事業部

Email idx_mgr@nfrc.co.jp

ウェブサイト https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/nhdivd/index_contacts.html

ディスクレイマー

野村日本株高配当70・配当総額加重型指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社(以下、NFRC)に帰属します。

なお、NFRCは、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

インデックスの算出において、電子計算機の障害もしくは天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、インデックスの公表を延期または中止することがあります。

本ルールブック作成時点において想定していない事象が発生した際には、事前にアナウンスの上、当該アナウンスにおける記載事項を優先的に取り扱うことがあります。

インデックス・データを取得した経路(当社ウェブサイト、情報ベンダー各社のサービスを通じた取得、等)に関わらず、これらのインデックスをご利用の際は、「インデックス・ライセンスについて」をご確認ください。

「インデックス・ライセンスについて」<https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/indexlicense.html>

- 本資料は、お客様への情報提供を目的として、NFRCが作成したものです。
- 本資料に掲載された全ての意見や予想はNFRCの本資料作成時点での判断に基づいており、通知なく変更されることがあります。また、本資料における将来の予測に関する意見が実際に生ずるということを担保あるいは保証するものではありません。本資料の内容の一部は、NFRCが信頼性があると判断した様々な入手可能な情報に基づいています。しかし、NFRCはその正確さを保証するものではなく、これらの情報は要約された不完全なものである可能性があります。過去の投資実績は将来の結果を示唆するものではありません。
- 本資料は特定の証券取引に関する投資勧誘や投資アドバイスを目的としたものではありません。
- NFRCが開発・提供する市場インデックス(自社関連インデックス)が使用されている運用商品等をお客様が投資対象とする場合、当該インデックス利用料の一部が直接的・間接的問わずNFRCに帰属する可能性があります。自社関連インデックスの詳細は以下のウェブサイトをご参照ください。
証券市場インデックス <https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/>
- 本資料は、配布されたお客様限りでご使用ください。本資料はNFRCの著作物であり、NFRCの書面による事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を複写、転送または再配布することはご遠慮ください。

会社名 野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社

金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商) 第451号

加入協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会 会員番号(第011-00961号)

指数に関する方針書

指数に関する方針書及び関連する規制対応についての文書は以下参照。

<https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/guides/index.html>

- ガバナンス体制に関する方針書
- 利益相反に関する方針書
- 指数算出に関する方針書
- 不服処理に関する方針書